

ふじみ野市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例新旧対照表

改正案	現行
(給与の減額) 第14条 (略) 2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の<u>全部又は一部(2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間</u>に限る。)を勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)、修学部分休業(当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内において管理者が定める期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)又は高齢者部分休業(当該職員が管理者が定める年齢に達した日以後の日で申請において示した日から当該職員に係る定年退職日(地方公務員法第28条の6第1項に規定する定年退職日をいう。)までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	(給与の減額) 第14条 (略) 2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない<u>範囲内の時間</u>に限る。)を勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)、修学部分休業(当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内において管理者が定める期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)又は高齢者部分休業(当該職員が管理者が定める年齢に達した日以後の日で申請において示した日から当該職員に係る定年退職日(地方公務員法第28条の6第1項に規定する定年退職日をいう。)までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。